

東金都市計画地区計画の決定（東金市決定）

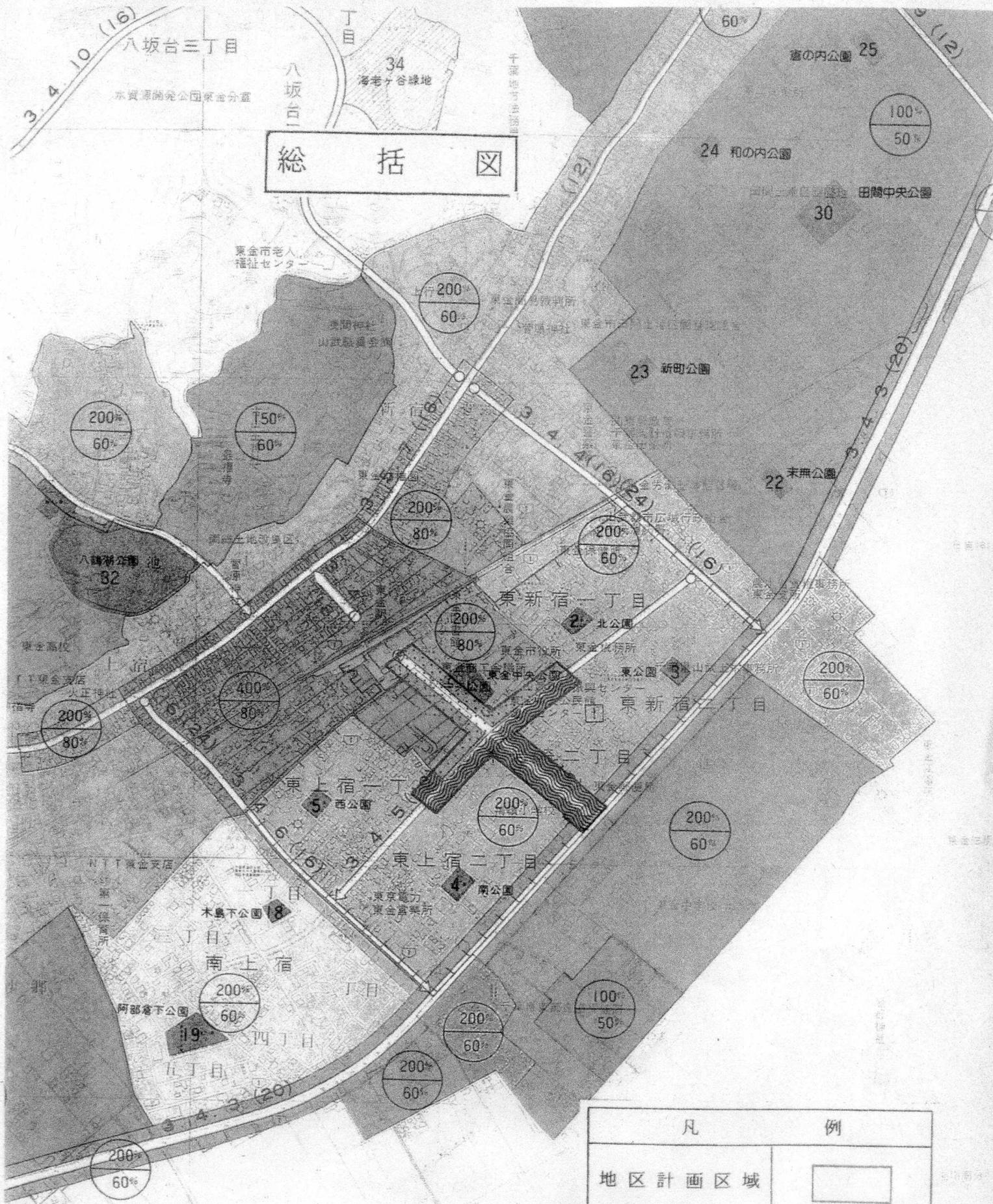
都市計画アベニュー東地区地区計画を次のように決定する。

名 称		アベニュー東地区地区計画
位 置		東金市東岩崎の一部
面 積		約 5.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R 東金線東金駅に近接し、既に土地区画整理事業が終了した東金市の中心地であり、東金市基本構想によるアベニュー構想、更に長生・山武地方拠点都市地域の拠点地区として位置付けられている地区である。</p> <p>そこで、東金市の中心商業地の魅力づくりと活性化を目的としたアベニュー構想の「人とひと、人とのとが会おう街」を基本理念とし、賑わいとふれあいのある都市空間の形成を図るため、商業・業務地としての合理的かつ健全な土地利用の促進を図る。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>本市は、九十九里地域の中核都市として均衡ある発展を遂げており、商業活動においても中心的存在である。中でも本地区は中心市街地であり、ふれあい商店街近代化事業の実施により電線の地中化及び歩道整備を図り、既に商業的土地利用がほぼ形成されている地区であることから、今後とも良好な商業・業務環境の維持・保全を図る。なお、本地区を「公園地区」と「学園地区」の2つに区分し、次に掲げる土地利用の増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園地区 東金中央公園と商業施設が一体となり魅力を高め、買回品の販売や娯楽を中心とした商業地としての機能を保全する地区 ・学園地区 若者の活力を都市に生かし、快適な歩行者空間の保全及び周辺環境と調和した商業地として育成する地区 <p>学園地区は、適正な商業・業務地としての土地利用の誘導並びに隣接する教育施設及び住宅の周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	学 園 地 区
		地区の面積	約 3.2ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倉庫業を営む倉庫 2. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（に）項第 6 号に掲げる畜舎 3. 建築基準法別表第 2（と）項第 4 号に掲げる物品の貯蔵又は処理に供するもの

「区域、地区整備計画区域は、計画図表示のとおり」

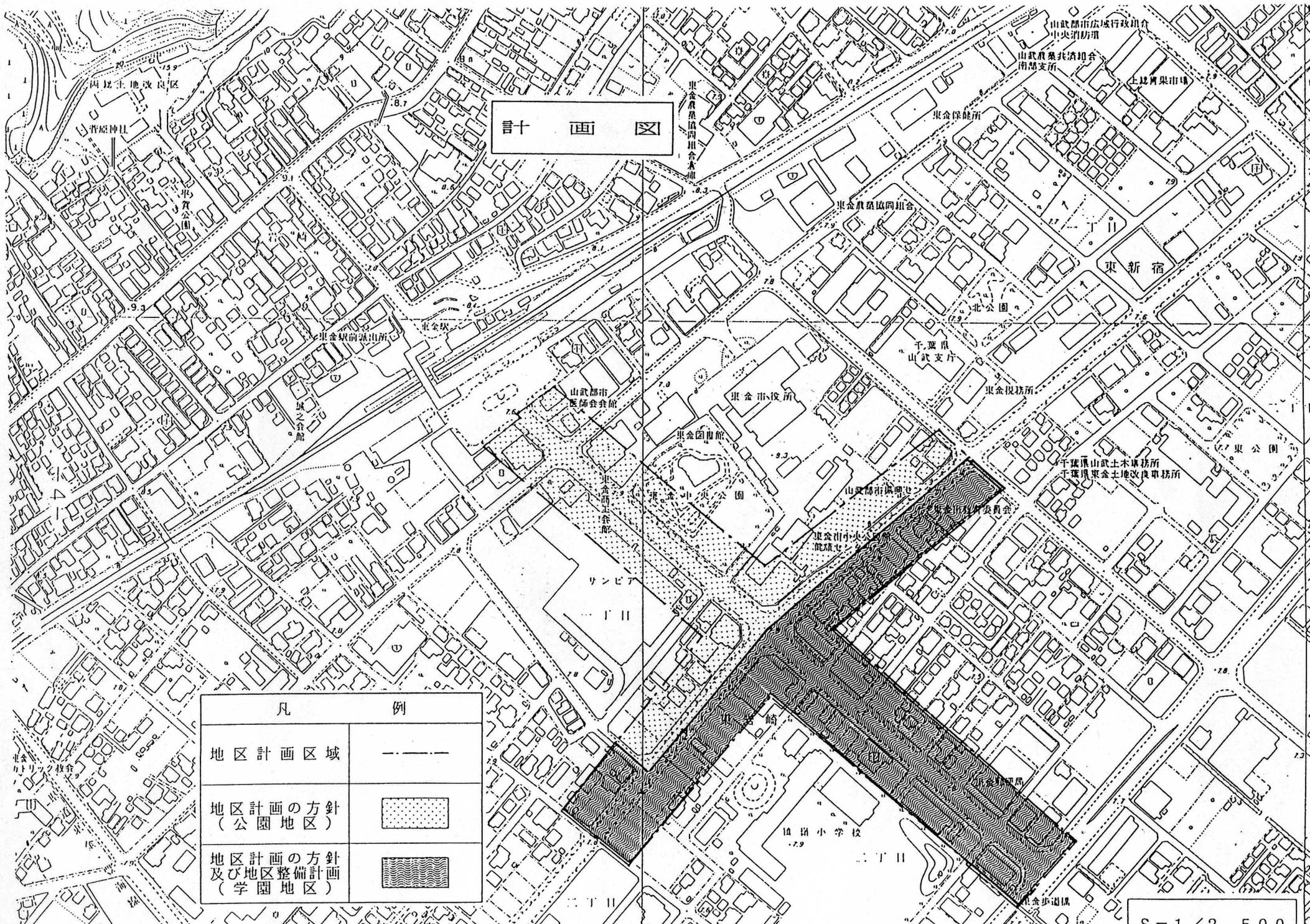
理由：本地区は、近隣型商業・業務地として適正かつ合理的な土地利用を図るため、地区計画を決定する。



総 括 図

凡	例
地区計画区域	
地区計画の方針 (公園地区)	
地区計画の方針 及び地区整備計画 (学園地区)	

第十圖



凡	例
地区計画区域	-----
地区計画の方針 (公園地区)	[Dotted pattern]
地区計画の方針 及び地区整備計画 (学園地区)	[Wavy line pattern]

S = 1 / 2,500